

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
平成29年 6月 27日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県刈谷市豊田町1丁目1番地	
氏 名 トヨタ紡織株式会社	
取締役社長 石井 克政	
電話番号 0566-23-6611	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	トヨタ紡織株式会社 刈谷工場
事業場の所在 地	愛知県刈谷市豊田町1丁目1番地
計画期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種 類	31：輸送用機械器具製造業
②事業の規 模	42,112百万円
③従業員 数	1,783人

④産業廃棄物の一連の処理の工程	燃え殻：中間処理業者に委託し溶融、残渣は路盤材として再資源化。 汚泥：社内脱水処理後、中間処理業者に委託し焼却、残渣は路盤材として再資源化。 廃油、廃アルカリ、金属くず：中間処理業者に委託して焼却熱回収、残渣セメント原料等再資源化。 廃プラスチック、廃プラスチック類＋金属くず：中間処理業者に委託して、RPF燃料として再資源化。 木くず：中間処理業者に委託して、チップとして再資源化。 ガラス・コンクリート・陶器くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず＋金属くず、汚泥＋金属くず：中間処理業者に委託して、破碎、選別、再資源化。
-----------------	---

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)	安全・衛生・環境機能会議 委員長:環境担当役員 事務局:グローバル安全衛生環境部 環境委員会(日本) 委員長:環境担当役員 事務局:グローバル安全衛生環境部 生産環境委員会 委員長:環境担当役員 刈谷工場環境委員会 事務局:グローバル安全衛生環境部 委員長:刈谷工場長 事務局:刈谷工場工務部 事故部門 製造部門	
産業廃棄物	別紙1の通り	
①理		t
②計		t

産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 有価物、一般廃棄物を含めて72分類に分別 種類単位で置き場を設定し、分別回収に努めている。	
②計画	(今後分別予定する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物を層別分類を細分化し、廃棄物から有価物の比率を高める。	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 28 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	267 t	t
	（これまでに実施した取組） 成形不良品（PP）の粉砕による再利用 不織布の自社製品への一部原材料化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	290 t	t
	（今後実施する予定の取組） 成形不良品（ナイロン材）を粉砕し再利用		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 28 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t

		自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	2 , 1 5 9 t	t
		(これまでに実施した取組) 排水処理汚泥の脱水		
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t		t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	2 , 1 5 9 t		t
	(今後実施する予定の取組) 排水処理汚泥の脱水処理の継続			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t		t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t		t

		(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	①現状	【前年度（ 26 年度）実績】		
		産業廃棄物の種類		
		別紙 2－1 の通り		
t				
t				
t				
t				
t				
別紙 2－2 の通り				
		t		
		t		
		t		
		t		

		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託 量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible]

[illegible]